

はじめに

公益財団法人伊藤忠記念財団は、1974年に青少年健全育成に寄与することを目的に伊藤忠商事株式会社によって設立されました。開設当初より子どもたちが読書を通して成長する効果に着目し、「家庭文庫」など子どもたちにボランティアで読書機会を提供されている方へ、活動費の支援を通し、青少年の読書環境整備に努めてまいりました。2010年に事業の再検討をしたところ、障害があるために、紙の本では読書が難しい子どもが大勢いることが分かりました。そういった子どもに読む楽しさを提供できないだろうか。検討の結果、電子図書がもつ可能性を感じ、電子図書普及事業部を立ち上げました。丁度その頃に著作権法の改正があり、当財団は文化庁長官の指定団体に認可されました。これで、障害のある方に情報提供をする場合に限り、著作権者の許諾を得ずに、公表された作品の複製、自動公衆送信などが許されることになりました。

私たちは、著作者、出版社の皆様から「著作権」という大切な財産をお預かりしている立場ですので、寄贈先に対し、適切な利用を呼びかける責任があると考えています。しかし、全国に配布をしていますので、利用者一人ひとりの障害の状況を確認することは不可能です。そこで、配布先は学校や図書館などの団体に限定し、適法利用を確認するために、寄贈先の団体から受領証をお返しいただくことにしています。配布第1回目である2011年の返送率は15%でしたが、ここ数年は最終的に90%を超えています。ただし、受領証締め切り日までの返送率は50%に達せず……。いえ、皆様のご協力に感謝のみを申し上げます。

受領証には、わいわい文庫を障害のあるお子さんの実態に適した文化に育てるために、アンケートも付けています。アンケートの記述からは、個々の活用の状況や、お子さんたちの様子が伝わってきます。事業開始当初、電子図書は障害のあるお子さんたちの読書活動に貢献できるのか不安でしたが、『わいわい文庫活用術』にご執筆をいただいた方をはじめ多くみなさまのおかげで、確かな手ごたえを感じています。とくに学校での活用は、年々充実してきていることが、アンケートに記されています。

公共図書館については、配布数が年々増加しておりますが、とくに大規模図書館になるほど白紙のアンケートが目立ち、活用の機会が少ないようです。ある県立図書館の障害者サービス担当者からは、電子図書には関心がないので、寄贈は不要であるというお話もありました。

だれもが生涯にわたって読書を楽しむためには、子どものうちに読書の楽しさを知り、自分に合った読書スタイルを見つけることが入口ではないでしょうか。これからも、入口である多様な作品の提供と子どもと本を繋ぐ人へ、わいわい文庫への理解を求めることに努めてまいります。